

子 障 号 外
令和3年6月4日

指定放課後等デイサービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

学校の臨時休業等にかかる学校休業日単価の取扱いについて

みだしのことについて、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付け厚生労働省事務連絡）などにより、分散登校等の場合や、学校が休業中の児童や分散登校となっている児童と、通常通り学校に登校する児童が混在する場合も、学校休業日単価を適用することとされていました。

しかし、その後、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日付け厚生労働省事務連絡）により、令和2年5月28日付け厚生労働省事務連絡等、学校休業日単価の取扱いを示す一連の事務連絡が廃止されていることから、現在においては、これらの事務連絡で示されている取扱いはできず、通常通り、学校が休業中の児童のみが学校休業日単価の適用対象となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省に確認済みであることを申し添えます。

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
TEL：098-866-2190